

## 逗子市海岸法施行取扱条例の見直しに向けた説明会 概要

1. 日時 令和3年3月28日（日）10:00～11:00
2. 場所 逗子市庁舎5階第1・2会議室
3. 参加者
  - 市民：15名
  - 市職員：4名（市民協働部長、経済観光課長、経済観光係員2名）
4. 次第 別添「次第」のとおり
5. 配付資料 別添のとおり
  - 資料1. 逗子市海岸法施行取扱条例の一部を改正する条例（案）の骨子
  - 資料2. 逗子市海岸法施行取扱条例
  - 資料3. 逗子市海岸法施行取扱条例 新旧対照表（案）
  - 資料4. 漁港区域・海岸保全区域図
6. 概要 次のとおり
  - (1) 開会
    - ・市民協働部長より、開会のあいさつを行った。
    - ・配付資料の確認及び新型コロナウイルス感染症感染予防策への協力をお願いした。
  - (2) 海岸法施行取扱条例見直しに向けた説明
    - ・経済観光課長より、パワーポイント資料、配付資料1～4を用いて説明を行った。
  - (3) 参加者からの質疑
    - 占用について
      - ・一般的な賃貸借契約との違いを教えてください。
      - (市) 一般的な契約のように対等な立場での契約とは性格が異なり、市が許可を出す立場にあるため、条件を付すことができる。
    - 占用料金について
      - ・算出金額は上限か、下限か
      - (市) 原則の金額となる。ただし行政目的に沿った占用となる場合は減免等はある。
      - ・現在の占用条件を教えてください。
      - (市) 神奈川県からの要望もあり、市として東京オリンピック大会セーリング競技の協力地として無償で提供している。
    - 占用対象予定地について
      - ・占用対象予定地の広さを教えてください。
      - (市) 約2,300㎡
    - 占用予定者について
      - ・事業者に貸し付けるのか。
      - (市) 漁業振興につながる駐車場として一団の土地に係る占用となるため、事業者を想定

している。

- ・事業者は小坪地域以外のところで事業しているところでもよいのか。

(市) 制限はないが、地域の実情を踏まえた対応ができること等を条件とする予定。

● 駐車場運営について

- ・占有によるということは、市が管轄する駐車場ではなく、事業者が占有して駐車場を運営するということか。

(市) そのとおり。

- ・想定している台数があれば教えてほしい。

(市) 約80台を想定している。

- ・小坪の地域の人には駐車場が不足して困っている。条件として月極駐車場にできないか。

(市) 地域からの要望は承知しているが、対象予定地は国有海浜地であり、市が漁業振興のために管理することという制約があることから、月極駐車場は難しい。

- ・駐車場は、月極とコインパーキングどちらか。

(市) 漁業振興に資するものとする等の条件があるため、基本的に月極ではなく、時間貸駐車場を想定している。駐車場の運営方式として、コインパーキング形式となるかは占有予定者の提案内容によるところではあるが、市は占有を許可する立場にあるため、対等な立場での賃貸借契約とは異なり、地域の意見を踏まえた占有許可条件を付す予定。

- ・駐車場運営する場合、大型トラックが入ることもあるのか。小坪地域の道路は狭く、子どもの通学路もあり、周辺道路も含め大変危険なため、配慮してほしい。

(市) 大型車が入ることもあり得るが、占有者が必要な安全対策を図る、地域への説明を事前に行い調整するなど、許可条件として検討したい。

- ・時間貸料金はいくらくらいか。それは占有する事業者が決めるのか。利益追求のみ求められて、地域の人も使えないような価格設定は困る。

(市) 利用料金は事業者の設定となるが、占有許可条件として、漁業振興や地域のためになるよう、近隣と比べて高すぎるといふことのないなどの条件を付ける予定。

- ・市の条件はどのようなものを想定しているか。

(市) 条件は地域のことに精通し、トラブル発生時等すぐに対応できる距離に事務所があることや、駐車場として整備するための資金力、地域のまつりや地元の事情に対応できる等を検討している。

- ・駐車場の運営で資する漁業振興とはどのようなものを想定しているか

(市) 漁港の活性化イベント等の実施により、来訪者を増やすことで漁港の賑わいをつくり、漁業振興につなげる。そのアクセスの向上を図る利便施設として駐車場を用意することが、来訪を促し、漁業振興に寄与するものと考えている。

● (仮称) 小坪海浜地域活性化計画について

- ・計画はいつごろ策定する予定か。

(市) 地域の皆様へ、いつ、どういうふうにするかも話せていない状況であり、他施設の整備計画等も含まれるため、1、2年でできるものではないと考えている。

(4) 参加者からの意見

● 条例一部改正（案）について

・ 意見なし

● 占用予定者について

・ トラブルや事故対応など、拠点が遠い事業者だと不安なため、小坪地域の事情が分かっている事業者運営してほしい。よその大企業が入ってこないようにしてほしい。

● 駐車場運営について

・ 国有海浜地として縛りがあるので、駐車場くらいしかできないことは理解できた。

・ 小坪地域の人のためになるような駐車場運営をしてほしい。

・ 事業者が条件を決めるのではなく、市が地域の実情を踏まえて条件を決めてほしい。

・ 伝統行事である夏祭りで地域が1か月使用できるような占用許可条件としてほしい。

・ 地域の人には月極が無くて困っているので、地域用にひと区画準備する等の条件を検討してほしい。

・ 地域のためというのは月極駐車場を用意するという直接のもの以外に、路上違反駐車対策に効果的ということで地域のためということはあると思うので、路上違反駐車解消となるような運営としてほしい。

(5) 参加者からの意見を踏まえた市の見解

・ 条例一部改正（案）についての意見はなかったため、原案のとおりパブリックコメントを実施する方向で進めたい。

・ 改正後の占用許認可事務を執り行う際には、いただいたご意見を踏まえ、地域との調整のもと、許可条件等を検討していきたい。